

令和元年9月3日

長与町議会

議長 山口 憲一郎

研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条の2の規定により、次のとおり公表します。

1. 研修名（主催者） 新議員研修会（長崎県町村議会議長会）
「地方議会の運営上の諸問題と議会改革の動向」
元全国都道府県議会議長会 議事局次長 鶴沼信二 氏
2. 研修日時 令和元年6月24日（月） 13時00分～16時45分
3. 研修場所 長崎県市町村会館
4. 研修目的 議員の資質向上及び議会の活性化に資するため
5. 所 見 （記載は議席番号順）

【八木 亮三議員】

長与・時津・東彼杵・川棚・波佐見・小値賀・佐々・新上五島のいわゆる「長崎八町」の1期目の新人議員及び希望する議員を対象とした、議員と議会の役割についての基本的講義と議会運営上の規則の実務的解説、議会改革の現状と今後の在り方の講義でした。

議員・議会は「住民の代表」という本分を忘れることなく、住民へ「執行部側からの発信では知りえない、執行部にとって都合の悪い情報」を伝えた上で、住民の多様な声を聞き、住民にとって最善の政策を選択すべきという解説については、自分も当然のこととしてそう考えていましたが、最終的な議決の結果が一部住民の意に反している際に「なぜそれが最善だとされたのかを説明し説得する役割」もあるという点については、若干釈然としない部分もありました。

もちろん、その議決の正当な理由である全体の利益や合理的な背景・事情などを知らないが故に議決結果に納得がいかないという人もいますので、それをしっかり伝え理解していただくのは大切なことですが、その議決結果が自分自身にとっても容認できないものであった場合（採決の際に自分は「反対」の立場だった場合）などでも、例え合議体の一構成員

とは言え、必ずしもそうすべきか、また、そうできるか、今後自分なりに考え結論を出したいと思います。

議会の運営上の解説では、地方自治法の条文の表現や解釈の仕方による問題が様々にあることを知り勉強になりました。

特に、議員による議案の提出の少なさは地方議会の問題としてよく言われるところで、私も議員になる前はそこに疑問や不満を感じていたので、実際の議案提出にはいろいろと制約があるということはよく理解できました。

とは言え、条例などの提案は可能であることは事実ですので、議員側が自分たちで「議案の提出には制約があり実質的に困難」と最初から諦めるようなことを言っていては、変えるべきものも変わっていかないとしますので、導入すべきと確信する条例案が今後あれば、決して消極的にならず実現を目指していこうと思います。

最後に、現在の議会改革の動きについてでしたが、「上程された議案の審議ばかりを中心とせず、議会・委員会が自ら調査・議論をもっと行い課題を発見し検討していくべき」「議会の現状を知らない有識者や市民が考えた議会改革という言葉と定義が、必ずしも正しくはない」と言った旨の講師の方の持論には同感でした。

近年、報酬や政務活動費や定数を削減することが無条件で良しとされがちですが、個人の任意での視察や資料購入に一切の経費もない現状は議員としての能力を高めることを難しくしていて、また、定数が削減されれば組織票をもつ特定の政党や団体が付いている議員だけが残り、議会の機能が低下するのは自明だと思います。

もちろんながら、そのような削減案を求める世論の元は議会・議員の仕事とその重要性が理解されていないことにあり、その責任は自らの活動や必要性をアピールできていない我々議員にもあり、長与町議会としても今後の課題であると思います。

また、それに加えて、若年層の投票率の低さに表れている通り、議会や政治、政治参加は自分たちの生活に直結していることを教える教育が日本には足りていないと思いますので、初等教育から政治の役割や選挙の重要性を分かりやすく教えるようになっていくことを期待したいです。

【松林 敏 議員】

講師の鵜沼信二さんは、元全国都道府県議会議長会に勤められていたということで、地方自治法、標準町村会議規則の解釈と、現状の慣例との相違点を挙げながら、議会改革の大きな方向性を説明されていました。

議員の議案提出権を認めることで、議会を活発にし、議員のなり手不足や、投票率の低下の解消につなげようという考え方が印象的でした。あらためて、議員として、より勉強し、より活発な議会になるよう頑張らなくてはならないと感じました。

【西田 健 議員】

◆地方議会・議員の役割

1. 地方議会の本質的な役割

「地方議会・議員の役割」については 今後、私の議員としての活動において、改めて勉強となった。基本的なことではあるが

- ① 政策決定過程では、考え方や問題点、課題等に審議を通じ明らかにし、住民へ周知する。
- ② 政策審議・決定は、住民の意向を踏まえ、住民にとって最善の政策を決定する。
- ③ 政策選択の結果については、住民へ十分な説明を行い、支援者の意向に沿わない場合でも、説得を行うことが議員の役割である。

今後の議員活動における心構えとして常に念頭におきたい。

2. 議員の役割

一人ひとりの議員が合議体の一構成員として、共同して議会の機能を遂行する責務を有する。なるほどと感じた。議員は、選挙を通じ支援者の意向に沿い、1人で動くケースが往々にしてある。しかし講演では、「個の議員対町」ではなく「議会対町」の構図で遂行する責務を有するとのことであった。議会としてまとまって行政側へ政策を提案したり、課題を指摘することで議会としての機能を果たすことになる。

議会としての役割実現のために一要員であることを認識し、個人プレーはしないと肝に銘じたい。

3. 議員の義務

議会運営のルール、原則等を一日も早く理解し、住民代表として活動するに値する見識を備える努力をしたい。

質疑・質問への発言では、言葉遣いに注意し、個人の誹謗中傷は絶対にしない。

◆地方議会の運営上の諸問題

1. 議案

議案の概念や議員の議案提出権の根拠規定について話されたが、よく理解できなかった。地方自治法第112条の規定に予算以外のものは、議員に議案提出権があると読める。

実際には、物理的に議員が提出できないものが大半である。

地方自治法96条・112条の解釈について、私なりに勉強したい。

2. 発言

「質問」については、議員活動の基本であり、重要な政策決定過程及び政策課題の解明に繋がる。実質的な答弁をより多く引き出せるよう努めたい。

現段階では、経験が浅く思うような質問が出来ていないが、重要なツールとして強化していきたい。

「討論」については、全会一致であっても住民への説明材料として必要である。

スムーズな議会運営上必要でないと思っていたが、今後全会一致の場合でも、賛成討論を実施

したい。(住民説明のために)

3. 動議 所見なし

4. 表決 所見なし

◆地方議会改革の動き

住民は議会活動に対し、残念ではあるが厳しい評価をしていると感じている。私自身、議員になる前は時折議会を傍聴する程度しかなかったため、どちらかと言うと関心が薄い方であった。

その後議員となり今、思うことは、住民のほとんどが実際的な根拠がないまま、誤解に基づいた批判であると思っている。(世間の風潮による)

その誤解を解くためには、住民に対し議会の役割を知らしめ、正しい評価をしてもらえる様PRする努力をしなければならない。

また、講師が述べた議員定数について、人数が減少するといろいろな議案に対し十分な議論が出来ず、町の思い通りになっていき、弱小化につながるとの意見については、同感である。

【山口 憲一郎 議員】

今回、1期議員と共に新議員研修を受けさせていただき、初心に戻って研修を受けることができた。

特に地方議会、議員の役割については、一人ひとりの議員が合議体の一構成員として協同して、議会の機能を遂行する責務を有する必要性を感じた。

私も、この研修を受けた中で、分かっているようで、忘れていた部分も多くあり、再確認の上では非常に勉強になった。